

2024年8月1日
あいの風とやま鉄道株式会社

駅社員による収入金等の着服事案について

当社小杉駅に勤務する駅社員が、同駅の収入金等を着服していたことが判明いたしました。

当該行為は鉄道会社の社員としてあってはならない行為であり、弊社に対する県民及びご利用の皆様のご信頼を損なう事態になったことについて深くお詫び申し上げます。今後、同様の事案が二度と起こらないよう再発防止の徹底に努めてまいります。

記

1 概要

2024年6月17日（月）当該社員から小杉駅を管理する高岡駅長に対し、「会社のお金に手を付けた」と申し出がありました。

直ちに当該社員に対する聞き取りを行うとともに調査を行ったところ、6月分の収入金等について計4,215,000円の不足金があることが判明し、当該社員が着服したことを認めました。

なお、6月20日に当該社員は着服した全額を当社に返金いたしました。

2 当該社員

小杉駅に勤務していた20歳代の社員

3 処分内容

2024年6月24日付で懲戒解雇

4 再発防止策

- （1）駅の現金管理体制を見直し、同様の事象が発生しないように体制の強化を実施
- （2）現金の取り扱いの実態を定期的を確認するとともに、必要な指導・教育の徹底
- （3）全社員にコンプライアンス教育を実施し、法令等に基づき職務の厳正な遂行を徹底

以上